

現在、建設工事等を受注されている皆様へ

この度の「平成30年7月豪雨」災害により、今後、災害復旧工事の発注が大量に見込まれるところです。

受注者自身が大きな被害を受けた場合、又は災害復旧工事の受注により現在契約中の工事等の工期内完成が困難となるおそれがある場合等について、工事担当者との協議により工期の延長等を行うことができることとしましたので、該当する場合、又は該当することとなった場合は、速やかに工事担当課（担当者）に協議してください。

竹原市におきましては、市民が一日でも早く以前の生活を取り戻すことができるよう、災害復旧工事を最優先で実施したいと考えております。

被災された業者の方もおられると思いますが、竹原市の災害復旧にご尽力いただきますよう、よろしく申し上げます。